

小松市における教育・保育施設の統廃合（分園）及び公立施設の民営化・認定こども園  
移行の推進に関する報告書

平成 28 年 3 月 10 日

小松市保育所統廃合・民営化検証委員会

## 目 次

はじめに .....	1
1 中期報告書の考察及び中期計画期間における進捗状況 .....	3
2 公立保育所のあり方 .....	5
3 教育・保育施設の統廃合及び公立施設の民営化等 .....	7
(1) 基本的な考え方 .....	7
(2) 教育・保育施設の統廃合及び公立施設の 民営化・認定こども園移行に関する年次計画 .....	10
4 参考資料 .....	14
(1) 校下別施設配置状況及び計画対比 .....	15
(2) 教育・保育施設の規模及び構造等 .....	16
(3) 教育・保育施設の利用児童数の推移 .....	17
(4) 合計特殊出生率及び出生数の推移 .....	18
(5) 教育・保育施設の位置図 .....	19

## はじめに

小松市ではこれまで、「小松市保育所スリム＆ドレスアップ調査検討委員会」、「小松市新エンゼルプラン」、「小松市次世代育成支援行動計画」において、保育所の適正配置及び規模、公立保育所のあり方や民営化の推進に関する検討がなされ、その後、平成18年7月には、「小松市保育所統廃合・民営化等調査検討委員会」の報告に基づく保育所の統廃合・民営化に関する具体的な計画（以下「前期報告書」という。）が示されました。

また、平成22年10月にはそれまでの経緯を踏まえ、

### I 前期報告書策定の経過

### II 公立保育所のあり方

### III 出生数からみた統廃合・民営化の方向性

といった視点からも数次にわたる慎重な検討を行い、「小松市における保育所の統廃合及び民営化の推進に関する報告書」（以下「中期報告書」という。）が示されました。

現在の「子育て」を取り巻く環境は、少子化・核家族化が進展する中で急激に変化しており、行政に求められる教育・保育サービスや子育て支援体制もより増大していると言えます。そんな中、国が主導し平成27年度より開始された「子ども・子育て支援新制度」では、大きな柱の一つに「幼児教育の充実」が掲げられており、「保育」という側面だけでなく「教育」の実施も行う「認定こども園制度」の導入が進められています。

それら教育・保育の一体化という事を考慮し、本見直し報告書の策定にあたっては、従来、「保育所」だけに限定していた計画対象施設を「保育所」、「認定こども園」、「幼稚園」に拡大し、市内で教育・保育を提供する全ての施設を含めることで、各地域における教育・保育施設の適正規模の実現を通じて市内全域の教育・保育水準の向上を目指すこととしています。また、公立施設についても幼児教育の充実に向けて認定こども園への移行を進めていく事が不可欠であると考え、必要な検討を加えております。

子どもの幸せと無限の可能性を伸ばすという観点を持ち、多様な教育・保育ニーズに的確・迅速に対応するためには、民間活力の導入は不可欠です。また、施設の適正な規模での配置を推進するため、中期報告書の内容を見直し、今後5年間の統廃合及び公立

施設の民営化、認定こども園移行に向けたこれまでの検討結果についてとりまとめましたので報告します。

また、本見直し報告書の策定により、当初計画から起算して15年間の全体計画が完成することとなります。今後も引き続き国の施策の動向或いは少子化の進行度合い等の社会情勢を的確にとらえ、時代にあった計画等の策定が必要であることを申し添えます。

# 1 中期報告書の考察

## I 統廃合についての考え方

中期報告書においては、前期報告書策定での経過を踏まえ、多様化する保育・子育てニーズに的確に対応し、将来にわたり効率的・効果的な保育所運営を展開していくため、定員 90 名以上の施設について、小学校校下ごとに 1 つの配置を基本とし、定員 90 名未満の施設については児童数や地域需要を踏まえ、小学校校下に関係なく分園化又は統廃合を進めることができます。

## II 公立保育所の民営化についての考え方

中期計画期間（平成 23 年度～平成 27 年度）では日常生活圏域（市街地地域、北部地域、中西部地域、山間部地域、南部地域）に最低 1 カ所ずつの公立保育所を配置することとしていますが、後期計画期間（平成 28 年度～平成 32 年度）では地域性等を考慮し「第一保育所」「矢田野第二保育所（那谷保育所分園）」「金野・瀬領統合保育所」を除く施設については民営化を進めることとしております。

なお、公立保育所を存続させる背景として、以下の 4 点を挙げています。

- ①保育を必要とするすべての子どもの受入れを保障する
- ②児童数が少数の地域における保育需要への対応を図る
- ③行政機関としての機能
- ④保護者が保育所を選ぶ選択肢の一つとする

こうした中期報告書策定の基本的な考え方は、現計画の見直しにあたっても原則引き継ぐこととしておりますが、前項でも述べたとおり、市内の教育・保育施設全体をトータルで検討し、必要な見直しを行っていくこととしております。

子ども子育て支援新制度の施行を受け、小松市においても質の高い教育・保育の提供と地域全体で子育て家庭を支援するため、中期報告書における考え方と同様に、民間事業者の独自性のある多彩な教育・保育サービスを有効に活用しながら、市全域における教育・保育水準の底上げに向けて、施設の適正な配置・規模を検討していくことが大切となります。

## 小松市保育所統廃合・民営化計画（中期計画）の進捗状況

平成27年12月時点						
保育所	苗代保育所	ひかり保育所	矢田野第一保育所	矢田野第二保育所 那谷保育所	月津保育所	西軽海保育所
公・私立	公立	公立	公立	公立	公立	公立
統廃合 民営化等	民営化	民営化	民営化	分園化	民営化	—
完了時期	平成26年4月	平成25年4月	平成25年4月	未達	平成24年4月	平成28年度(予定)
方法・状況	新園舎建築中。 旧園舎については学 童クラブ等への転用 を検討中。	保護者会・地域向け に説明会を実施。 民営化事業（移管先 法人の決定）に関する同意を得て移管を 完了	保護者会・地域向け に説明会を実施。 民営化事業（移管先 法人の決定）に関する同意を得て移管を 完了	保護者会・地域向け に説明会を実施。 那谷保育所の児童数 が中期計画策定時か ら横ばいで推移して いるため、分園化の 時期について検討 中。	保護者会・地域向け に説明会を実施。ご 概ね民営化事業に理 解をいたさない現行 事業（移管先法人の 決定）に同意	保護者会・地域向け に説明会を実施。 既に保護者・地域と の協議が終了し、平 成28年度に移管予定 園舎の大規模修繕工 事実施済み。

## 2 公立保育所のあり方

平成 13 年の児童福祉法の改正では、「社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置又は運営を促進し、保育の実施に係る供給を効率的かつ計画的に増大させる」こととし、民間活力の積極的な導入を誘導しています。

また、「規制改革の推進に関する第 1 次答申」(平成 13 年 12 月 11 日付け総合規制改革会議) では、公立保育所は、社会福祉法人等が運営する認可保育所に比べ、運営コストがかかるだけでなく、利用者のニーズに対して迅速かつ的確に対応できない問題を抱えていることを指摘しています。このため、限られた財源を有効に活用し、かつ社会のニーズに応じた保育を実施する観点で、公立保育所の運営を社会福祉法人等へ委ねることは、これらの課題を解決する有効な手段であると考えられます。

他方、平成 27 年度から開始となった子ども子育て支援新制度では、幼児教育の充実をより一層進めるため、認定こども園制度の制度設計が見直されるなど、国を挙げて幼児期における教育・保育水準の向上を図ることとされていることから、公立保育所についても順次認定こども園への移行を進めていく必要があるため、それらも考慮し公立教育・保育施設のあり方を次のとおりとします。

### ① 幼児教育の充実に向け、認定子ども園への移行を推進する

平成 27 年度から始まった「子ども子育て支援新制度」では、幼児期における教育の充実が柱の一つとなっており、また、小松市子ども・子育て支援事業計画や、市の NEXT10 年ビジョンでも、子どもの可能性を伸ばすことを目標としていることから、これまで実施してきた保育の充実を図る一方で、幼児教育の提供を行う体制作りとして、公立保育所についても順次、認定子ども園へ移行することが必要と考えます。

### ② 児童数が少ない地域における教育・保育需要への対応を図る

中山間地等、児童数が著しく減少している一部の地域では、地域における教育・保

育需要が少ないため、採算性から民間事業者の参入が困難であると考えられます。そのため、こうした地域には、一定の教育・保育水準を確保するうえで公立施設が責任を持って対応することが求められます。

### ③ 行政機関としての役割

行政が教育・保育施設の運営に携わることは、子どもや家庭の状況を直接把握することができ、様々な子ども施策を進めるうえで重要となります。

なお、公立施設は、地震、風水害等の災害時において、要援護者を緊急的に受け入れる重要な公共施設としての側面を持つことから、安全で安心なまちづくりに向けた視点も必要となってきます。

### ④ 保護者が教育・保育施設を選ぶ選択肢の一つとする

保護者が教育・保育施設を選ぶ際には、地理的条件や施設の理念、活動内容などのほか、公立か私立かも選択肢の一つとなることから、教育・保育需要に応じた標準的な公立施設を複数確保し、保護者が施設を選ぶ自由を広げる視点も必要となってきます。

### 3 教育・保育施設の統廃合及び公立施設の民営化等

#### (1) 基本的な考え方

中期報告書の経過を踏まえ、多様化する教育・保育及び子育てニーズに的確に対応するとともに、集団での教育・保育の提供を実現し、併せて将来にわたって効率的・効果的そして継続的な施設運営を展開していくため、次に掲げる事項を基本的な考え方として、民間活力を導入とともに、教育・保育施設の適正な規模での配置を推進していくことが必要と考えます。

一方で、少子化傾向が続き、就学前児童数が減少している中にあっても女性の就業率の向上や、保護者の就労形態の多様化等により、教育・保育施設の利用率は増加傾向となっていることから、教育・保育を必要とするすべての児童の受け入れを保障するとともに、援助を必要とする家庭への支援も併せて実施することが必要と言えます。

そのため、公立施設・私立施設を問わず、施設利用を希望するすべての子どもに最適な環境のもと、質の高い教育・保育を提供できる体制作りを進めるとともに、親育ちへの支援や家庭への援助等、家庭環境等に関わらず、児童とその家庭に対して適切な支援が実施できる施設配置となるような配慮が求められます。

#### I 統廃合（分園化）に関する具体的な考え方

- ① 施設の適正配置に関する考え方は、原則、小学校単位とし、教育・保育の一体的な提供の観点から、全ての保育所・幼稚園・認定こども園を含めて検討することとする。
- ② 施設の適正規模に関し、小学校校下別の地域利用児の推計と平成27年度の利用児現員及び区域内施設数等より算出した数値を基に、「統廃合・分園推進地域」（速やかな統廃合・分園化が望まれる地域）及び「準統廃合・分園推進地域」（児童数等の推移を注視し、必要に応じて統廃合・分園化を検討すべき地域）を指定し、両地域について統廃合・分園化を推進する。

- ③ 定員 90 人未満の施設であって、小学校校下内施設数が 1 カ所である場合には、児童数や地域需要を踏まえ、小学校校下に関係なく分園化又は統廃合を進めることができる。
- ④ ②に関わらず、施設の統廃合を進めることとした際に、大規模施設となる場合は、「統廃合・分園推進地域」及び「準統廃合・分園推進地域」から除外することが出来る。また、公立施設と私立施設が併存する地域についても同様とする。
- ⑤ 私立施設の統廃合については、経営の自主性を最大限尊重することとし、努力目標とする。なお、統廃合の際にはあらかじめ市の承認を得なければならない。
- ⑥ 公立施設と私立施設が統廃合する場合は、私立施設の存続を優先する。

## II 公立施設の民営化に関する具体的な考え方

- ① 定員 90 人を超える公立施設は、民営化による民間活力の積極的な推進を図る一方、民間事業の参入が困難な事情がある場合や「2 公立保育所のあり方」を考慮のうえ、引き続き一定数の公立施設を配置する。
- ② 運営移管を受けた団体は、当該施設について、市に無断で廃止や運営譲渡を行ってはならない。なお、廃止する場合は、市から譲渡された財産を返納しなければならない。

## III 共通事項

- ① 統廃合及び民営化によって、市有財産の処分が伴う場合、土地は一定期間（10 年程度）の無償貸与、建物は無償譲渡を基本とする。
- ② 統廃合及び民営化に伴う運営移管先は、地域が施設を運営する場合を除き、第三者機関である優先交渉権者選定委員会により、継続性・安定性を第一に、県内に住所を有する又は社会福祉施設を設置している社会福祉法人及び県内に住所を有する学校法人から選考する。
- ③ 統廃合及び民営化に際しては、子どもや保護者の不安感を増長しないよう、人事

交流等により十分な引継ぎ期間を確保することが求められる。また、必要な情報の提供を図り、地域住民との良好な関係づくりにも配慮する。

- ④ 統廃合及び民営化により運営移管を受けた団体は、公立施設が行ってきた事業の継続性に配慮し、市の教育・保育行政の推進に積極的に寄与することとする。
- ⑤ 安全かつ安心して保育サービスを利用することができるよう、老朽施設の耐震化やバリアフリー化に努める。
- ⑥ 行政は、統廃合又は民営化後の教育・保育サービスの維持・向上のために、国、県及び市の制度を積極的に活用した財政支援及び情報提供を行う。
- ⑦ 計画の実施状況や社会情勢等に応じ、計画期間中であっても、適宜必要な見直しを行う。
- ⑧ 統廃合及び民営化により生み出された財源は、教育・保育施設の施設環境改善や職員の待遇改善、又は保護者支援等、子育て支援施策全般に還元されるよう努めること。

## (2) 教育・保育施設の統廃合及び公立施設の民営化・認定こども園移行に関する年次計画

教育・保育施設の統廃合・民営化等の年次計画は、今後、平成28年度から平成32年度までの5か年を「後期計画期間」とし、中期報告書で示された計画内容を以下のように見直します（中期報告書から見直しを行わない部分についても再度記載します）。

〔見直し計画の要旨〕

【後期計画期間】

### I 公立施設関係

《民営化関係》

#### ① 蓮代寺保育所、丸山保育所、中海保育所

いずれも定員90人を超える公立施設であり、児童数の推移から、安定した保育所運営が見込まれることから民間活力の導入を推進する。

なお、中期報告書において見直しの際に検討することとされた蓮代寺保育所についても、中期報告書以降、児童数の推移が堅調なため、基本方針のとおり民営化とする。

#### ② 第一保育所、矢田野第二保育所

教育・保育施設を保護者が選択する際に、地理的条件や教育・保育サービスのほか、公立か私立かも選択肢の一つであり、選択肢確保のためにも、公立施設を複数確保する必要がある。また、施設を利用する際には、送迎バス等自動車での移動が基本になるため、利用者の利便性から市街地に第一保育所、南部地区に矢田野第二保育所の2ヶ所を公立施設として存続する。

##### ・第一保育所

公立保育所で唯一休日保育事業を実施しており、地理的環境から公立・私立を問わず多くの児童が利用している。

本市の教育・保育関連施策を施設全体に発信するためには、市街地に公立施設を配置することが必要と考えられることから、公立施設として存続する。

### ・矢田野第二保育所

保育所の統廃合・民営化の基本的考え方より定員 90 人を超える保育所は、民営化による民間活力の積極的な推進を図ることから、南部地区では、定員及び入所児童数が多い月津保育所・矢田野第一保育所の民営化を実施した。また、後期計画期間で分園化する那谷保育所の受け皿として、矢田野第二保育所を公立施設として存続する。

### 《統廃合（分園化）関係》

#### ① 那谷保育所

那谷保育所については、定員 30 人のところ平成 27 年 4 月 1 日の入所児童数は 26 人であり、採算性から民営化が難しいため、地域における一定の保育水準を確保するうえで、小規模施設の分園方式により矢田野第二保育所の分園として存続する（統廃合・分園推進地域）。

#### ② 金野保育所、瀬領保育所

金野保育所及び瀬領保育所は、松東中学校校下における小規模な公立保育所として存在している。この地域は、児童数の推移や採算性から、民間事業者の参入が困難な地域と考えられる。地域における一定の保育水準を確保するため、公立施設を設置することとし、その際、効果的な集団保育を実施していくうえで、統廃合を推進する（統廃合・分園推進地域）。

なお、統廃合にあたっては、教育に関する相乗効果が期待できるため、小学校や中学校等との連携・強化を図るとともに、教育関連施設の集積についても検討する。

### 《認定こども園移行関係》

#### ① 第一保育所、矢田野第二保育所、金野・瀬領統合保育所

子ども・子育て支援新制度の施行により、これまで以上に幼児教育の充実が求められることから、後期計画期間終了時に公立施設として存続する予定の 3 施設について、以下のとおり認定こども園への移行を進めることとする。なお、認定こども園の類型

(幼保連携型・保育所型・幼稚園型)については、市全体の教育・保育ニーズ等を総合的に勘案して選定することとする。

《平成 28 年度》

- ・矢田野第二保育所

《平成 29 年度以降》

- ・第一保育所

- ・金野・瀬領統合保育所（統合の時期に合わせることを基本とする）

[公立保育所の職員の待遇]

平成 27 年 4 月 1 日現在、公立保育所の正規職員は、保育士 59 人、調理員 7 人であり、定年退職による職員数の減少を考えると、計画終了時（平成 31 年度末）には、保育士 46 人、調理員 3 人となる。職員の意欲低下を防ぐとともに、公立施設の正規職員率の上昇を通じた質の向上を図るため、保育士あるいは調理員として働く場所を確保・保障すると同時に、行政部門においても、これまでの経験を生かし、様々な子育て支援事業や子ども関係事業等、子どもに関する各種施策への参画を推進していく。

[計画の手順]

計画の推進は、公立施設の市内における配置バランスや地域需要を考慮し、段階的に進めていくこととする。

なお、民営化にあたっては、入所児童のスムーズな引継や、移管先法人の会計処理等を考慮し、4 月 1 日が適当であると考えられる。

民営化までの概ねの流れ

① 民営化のための事前協議

地域、保護者等へ民営化の周知及び募集内容の協議

② 優先交渉権者選定委員会の発足及び募集要項の作成

選定方法や選定基準等を定めた募集要項（案）の作成

③ 優先交渉権者の募集・選考

④ 地域、優先交渉権者、市による三者協議（協議が整い次第、移管先法人に決定）

- ⑤ 公立施設の財産処分について議会承認
- ⑥ 施設設置に係る各種届出（認可申請等）
- ⑦ 民営化（4月1日～）
- ⑧ スムーズな移行のための引継ぎ

※ 目安であり、その後のスケジュールの進行具合によっては、項目が追加・変更となる場合があります。

## II 私立施設関係

### 《統廃合（分園化）関係》

#### ① 粟津小学校校下

当該地域における教育・保育施設の数は平成27年4月1日時点で3カ所となってい  
るが、いずれの施設についても利用児数は50名以下となっており、また、地域利用児  
推計からも、今後適正規模での集団保育が困難となるものと想定されることから、当  
該地域を「統廃合・分園推進地域」とする。

#### ② 能美小学校校下

当該地域における教育・保育施設の数は平成27年4月1日時点で2カ所となって  
おり、両施設の利用現員及び地域利用児推計を考慮した場合に、今後、当該地域にお  
いて適正規模での集団保育が困難となる可能性があることから、当該地域を「準統廃  
合・分園推進地域」とする。

#### ③ 日末小学校校下（串小学校校下）

日末小学校校下に所在する教育・保育施設は1カ所となっており、その利用児童数  
及び地域利用児推計から、今後適正規模での集団保育が困難となるものと想定される  
ことから、当該地域を「統廃合・分園推進地域」とする。

なお、施設の適正配置については小学校単位を原則とするものの、当該小学校校下  
には他の教育・保育施設が存在しないことから、同一中学校校下である串小学校校下  
と合わせて検討することとする。

## 4 参考資料

- (1) 校下別施設配置状況及び計画対比
- (2) 教育・保育施設の規模及び構造等
- (3) 教育・保育施設の利用児童数推移
- (4) 合計特殊出生率及び出生数
- (5) 教育・保育施設の位置図

### (1) 校下別施設配置状況及び計画対比

後期計画(H28~H32)						
公立		定員		現員		
公立	定員	現員	類型	公立	定員	現員
双葉保育所	100	73	保			
こばと保育園	120	107	保			
こばと第2こども園	210	201	幼保			
智光幼稚園	170	118	幼			
白楊幼稚園	250	157	幼			
小桜大谷幼稚園	210	125	幼			
聖テレジア幼稚園	175	106	幼			
白江こども未来園	85	66	保型			
第一保育所	140	114	保	140		
第二保育所	185	159	幼保	185		
あおば保育園	275	258	幼保	275		
大和保育園	90	31	幼	90		
聖愛幼稚園	170	149	幼保	170		
松陽保育園	650	147	幼保	650		
のしろこども園	330	286	幼保	330		
よしここども園	60	26	幼	60		
なかよし幼稚園	95	82	保	95		
蓮代寺保育所	240	213	保	240		
今江こども園				240		
第三保育所	90	74	保	90		
丸保育所				90		

「アーティストとしての自己実現」――アーティストとしての自己実現

(2) 教育・保育施設の規模及び構造等

平成27年4月1日現在  
(単位:人, m<sup>2</sup>)

公立施設		類型	定員数	児童数	建築年月	延床面積	構造規模
1	矢田野第二保育所	保育所	80	61	S52.4	595.60	RC1F
2	那谷保育所	保育所	30	26	S50.3	497.84	S1F
3	中海保育所	保育所	90	72	S49.3	617.57	S1F
4	金野保育所	保育所	50	40	S53.1	420.00	S1F
5	瀬領保育所	保育所	35	21	S55.3	608.67	S1F
6	蓮代寺保育所	保育所	95	82	S53.3	912.30	RC1F
7	第一保育所	保育所	140	114	S48.2	974.22	S1F
8	丸保育所	保育所	90	74	S48.3	757.53	RC1F
9	西軽海保育所	保育所	90	68	S49.5	1,025.86	RC2F
計			700	558		6,409.59	

私立施設		類型	定員数	児童数	建築年月	延床面積	構造規模
1	大和保育園	幼保	275	258	H13.4	1,764.98	RC2F
2	あたか認定こども園	幼保	116	103	S45.2	1,261.27	RC2F
3	せんだいこども園	幼保	64	56	S52.3	634.96	RC1F
4	今江こども園	幼保	240	213	S51.3	1,677.56	RC2F
5	すえさみこども園	幼保	55	51	S45.12	758.69	RC2F
6	栗津こども園	幼保	145	127	H8.2	937.05	S1F
7	栗津温泉こども園	幼保	60	48	S47.3	669.55	RC2F
8	こばと第2こども園	幼保	210	201	S47.12	1,204.69	RC2F
9	あおば保育園	幼保	185	159	H20.2	1,253.14	S2F
10	河田保育園	幼保	150	116	H24.3	1,349.28	RC2F
11	よしたけこども園	幼保	330	286	H8.1	1,790.11	W1F
12	松陽保育園	幼保	170	149	S49.5	1,071.62	RC2F
13	舟見ヶ丘保幼園	幼保	240	202	H18.4	1,868.38	W1F
14	木場こども園	幼保	90	77	H23.3	699.54	W2F
15	月津保育園	幼保	140	128	S52.10	1,074.91	RC1F
16	矢田野こども園	幼保	113	108	H26.10	815.25	W1F
17	ひかりっこ	幼保	110	99	H26.3	1,190.87	RC2F
18	のしろこども園	幼保	160	147	S50.3	1,093.00	RC1F
19	白江こども未来園	保型	85	66	S50.3	720.04	RC1F
20	南陽幼保園	保型	60	48	S54.3	722.14	RC1F
21	あらや保育園	保育所	110	109	H23.3	650.45	W1F
22	御幸保育園	保育所	250	206	S51.3	1,881.24	RC2F
23	こばと保育園	保育所	120	107	S57.3	1,248.10	S2F
24	牧保育園	保育所	170	130	S54.3	1,513.63	RC2F
25	双葉保育所	保育所	100	73	S48.3	697.59	RC2F
26	白嶺幼稚園	幼型	210	191	S48.2	982.46	S1F
27	智光幼稚園	幼稚園	170	118	S48.3	634.76	RC2F
28	白楊幼稚園	幼稚園	250	157	S46.3	1,310.40	RC2F
29	小松大谷幼稚園	幼稚園	210	125	S58.3	1,042.03	RC2F
30	なかよし幼稚園	幼稚園	80	26	S56.3	460.00	RC2F
31	聖テレジア幼稚園	幼稚園	175	106	S52.4	1,179.73	RC2F
32	栗津学園北陸幼稚園	幼稚園	90	18	S56.4	521.25	W1F
33	聖愛幼稚園	幼稚園	90	31	H14.10	723.58	W2F
計			5,023	4,039		35,402.25	

\*建築年月及び構造規模については、主となる建築物について記載

(3) 教育・保育施設の利用児童数推移

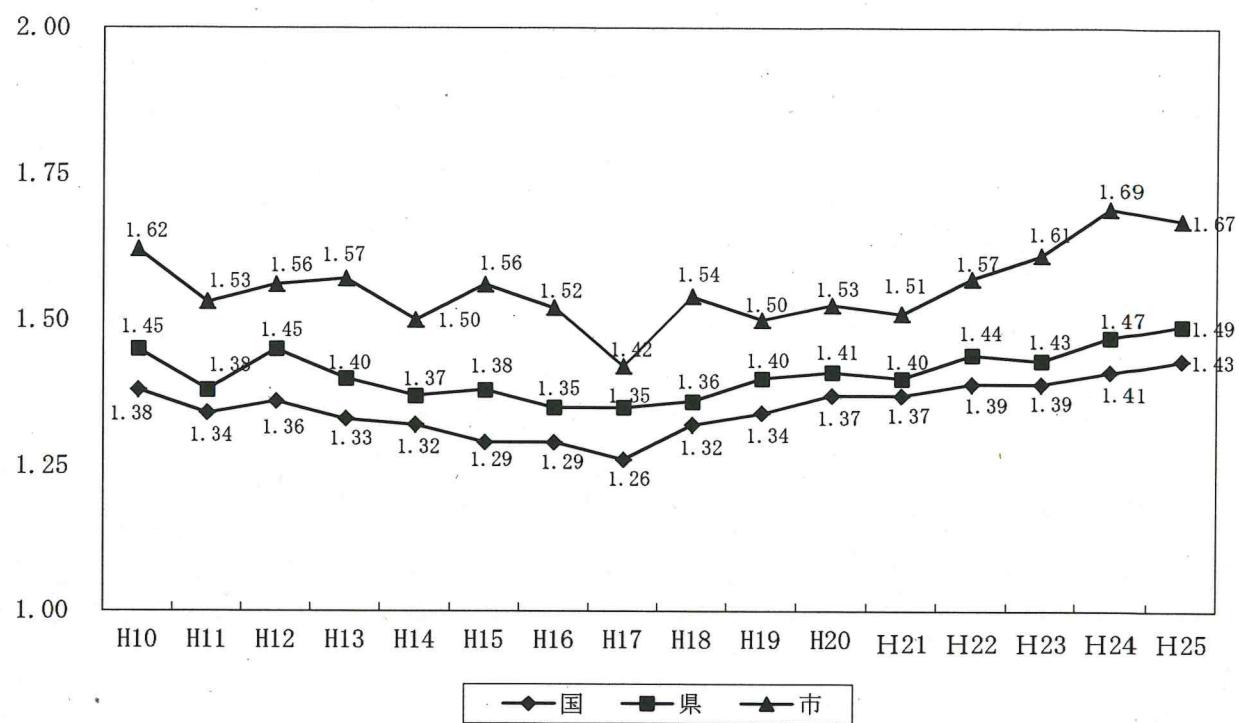
各年4月1日現在  
(単位:人)

公立施設		類型	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
1	矢田野第二保育所	保育所	75	71	66	67	66	64	61
2	那谷保育所	保育所	17	15	14	22	23	23	26
	(分)滝ヶ原保育所	保育所	休園	休園	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止
3	中海保育所	保育所	81	73	82	72	74	76	72
4	金野保育所	保育所	45	33	32	41	42	42	40
	(分)西尾保育所	保育所	10	8	8	4	廃止	廃止	廃止
5	瀬領保育所	保育所	44	34	30	32	26	18	21
6	蓮代寺保育所	保育所	52	47	50	50	62	76	82
7	第一保育所	保育所	114	104	117	120	133	129	114
8	犬丸保育所	保育所	95	98	90	81	81	79	74
9	西軽海保育所	保育所	91	93	97	97	78	70	68
計			624	576	586	586	585	577	558
私立施設		類型	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
1	大和保育園	幼保	222	236	244	269	265	272	258
2	あたか認定こども園	幼保	103	104	101	110	100	82	103
3	せんだいこども園	幼保	63	65	65	59	53	52	56
4	今江こども園	幼保	160	177	185	204	213	212	213
5	すえさみこども園	幼保	48	50	50	48	50	48	51
6	栗津こども園	幼保	124	106	102	109	123	124	127
7	栗津温泉こども園	幼保	59	59	57	52	52	50	48
8	こばと第2こども園	幼保	174	200	204	208	207	207	201
9	あおば保育園	幼保	118	142	138	140	144	151	159
10	河田保育園	幼保	115	141	143	130	130	121	116
11	よしたけこども園	幼保	303	298	296	309	290	288	286
12	松陽保育園	幼保	143	148	155	160	157	144	149
13	舟見ヶ丘保幼園	幼保	212	215	223	213	199	219	202
14	木場こども園	幼保	50	27	34	50	58	68	77
15	月津保育園	幼保	120	119	116	109	119	123	128
16	矢田野こども園	幼保	111	112	108	98	94	98	108
17	ひかりっこ	幼保	57	69	69	58	62	85	99
18	のしろこども園	幼保	142	135	135	129	127	124	147
19	白江こども未来園	保型	73	63	58	58	57	60	66
20	南陽幼保園	保型	74	71	72	70	69	56	48
21	あらや保育園 長田 高堂	保育所	53 33	54 38	80	83	89	99	109
22	御幸保育園	保育所	209	198	210	207	204	212	206
23	こばと保育園	保育所	85	96	84	96	105	99	107
24	牧保育園	保育所	165	168	168	178	158	146	130
25	双葉保育所	保育所	68	87	84	85	86	82	73
26	自嶺幼稚園	幼型	180	166	178	186	177	183	191
27	智光幼稚園	幼稚園	84	78	92	113	120	119	118
28	白楊幼稚園	幼稚園	166	163	180	187	174	167	157
29	小松大谷幼稚園	幼稚園	167	151	160	147	141	133	125
30	なかよし幼稚園	幼稚園	24	31	35	32	25	28	26
31	聖テレジア幼稚園	幼稚園	103	107	101	91	98	99	106
32	栗津学園北陸幼稚園	幼稚園	22	17	18	21	21	19	18
33	聖愛幼稚園	幼稚園	54	53	39	37	38	39	31
計			3,884	3,944	3,984	4,046	4,005	4,009	4,039
公立及び私立計 (a)			4,508	4,520	4,570	4,632	4,590	4,586	4,597
就学前児童数 (b)			6,162	5,912	5,884	5,975	5,866	5,732	5,720
施設利用率 (a)/(b) %			73.2%	76.5%	77.7%	77.5%	78.2%	80.0%	80.4%

\*利用児数及び施設利用率は、管外利用者を含んで算出

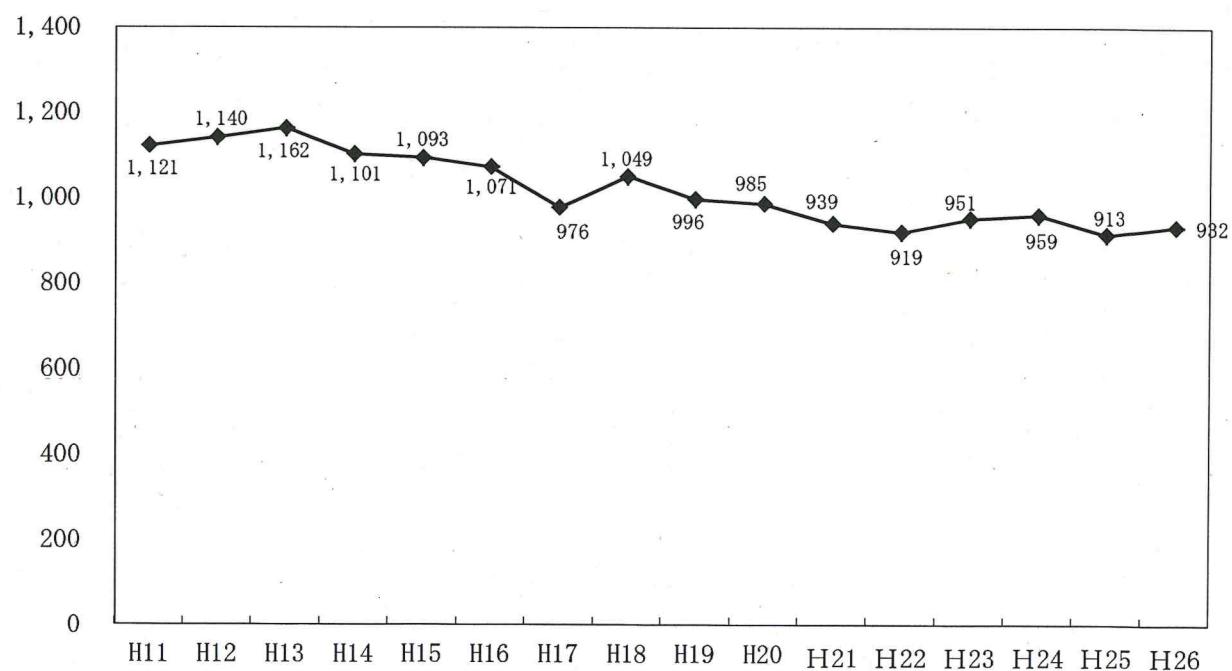
#### (4) 合計特殊出生率及び出生数の推移

合計特殊出生率の推移



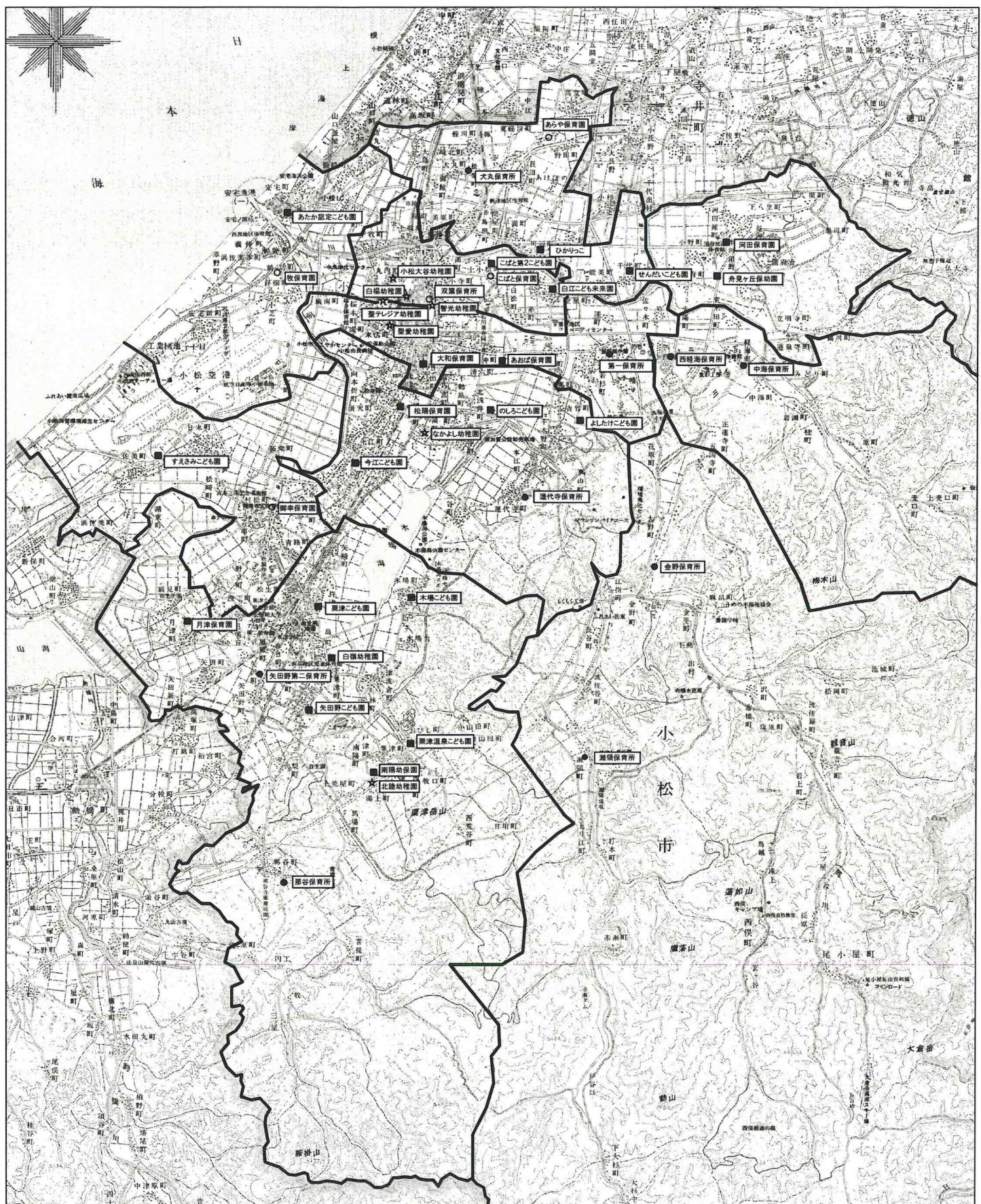
資料：厚生労働省人口動態統計

小松市の出生数の推移



資料：住民基本台帳

## (5) 教育・保育施設の位置図



(凡例)

●	公立保育所	9
○	私立保育所	5
■	私立認定こども園	21
☆	幼稚園(私立)	7

事務局／小松市役所市民福祉部こども家庭課